

事務連絡  
令和6年12月10日

各国公立大学担当課  
各国私立高等専門学校担当課  
各都道府県専修学校各種学校主管課  
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課  
厚生労働省医政局医療経営支援課  
厚生労働省社会・擁護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室  
文部科学省高等教育局参事官（国際担当）付留学留学生交流室

### 年末年始及び春節における動植物検疫の徹底について（協力依頼）

標題に関して、別添のとおり農林水産省より注意喚起がまいりました。

一昨年10月の入国制限の撤廃以降、国際旅客定期便が徐々に再開し、日本政府観光局の統計によると、2024年の訪日外客数は、10月までの累計が過去最速で3000万人を突破するとともに、中国からの2024年の訪日客数が2019年同月比の約8割まで達しているところです。

これから年末年始及び春節を迎えるに当たり、国内外の人の移動が今後さらに活発になることが予想されることから、留学生及び技能実習生等の訪日外国人等に対し我が国への肉製品や果物・野菜等の持込みは原則禁止されていることなどについて周知の御協力をお願いするものです。

つきましては、農林水産省からの事務連絡の内容について御確認いただくとともに、外国人留学生等に対して下記の内容を周知いただきますようお願いいたします。なお、関連情報ホームページにおいても、多言語対応のパンフレット・動画等が掲載されておりますので、周知の際に御活用下さい。

各都道府県におかれては所轄の専修学校及び各種学校（以下「専門学校等」という。）に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の専門学校等に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専修学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に対して、周知されるようお願いいたします。

#### <本件連絡先>

（専門学校について）

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室  
TEL：03-5253-4111（内線2915）

（大学・短期大学・高等専門学校について）

文部科学省高等教育局参事官（国際担当）付留学生交流室  
TEL：03-5253-4111（内線2518）

事務連絡  
令和6年11月27日

文部科学省  
総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室長  
高等教育局参事官（国際担当）付留学生交流室長

農林水産省消費・安全局  
植物防疫課防疫対策室長  
動物衛生課国際衛生対策室長

### 年末年始及び春節における動植物検疫の徹底について（協力依頼）

果樹等の重大な病害虫であるミカンコミバエ種群や火傷病等、家畜の重大な伝染病であるアフリカ豚熱（以下「ASF」という。）や口蹄疫等の侵入防止に関し、関係省庁の皆様には多大なる御協力をいただいていることに改めて感謝申し上げます。

植物検疫では中国・韓国においてりんご・なしの火傷病の発生が拡大や動物検疫ではアジア諸国でASFの発生が拡大するなど、日本で発生していない病害虫や家畜の伝染病が近隣諸国で拡大しています。国内においても、鳥インフルエンザ、豚熱等の家畜の伝染病が発生しており、早期の清浄性回復と安定した畜産振興の観点から、水際での検疫はより一層重要になっています。

また、日本政府観光局の統計によると、2024年の訪日外客数は、10月までの累計が過去最速で3000万人を突破するとともに、中国からの2024年の訪日客数が2019年同月比の約8割に達しており、上述の植物の病害虫や家畜の伝染病の日本への侵入リスクが極めて高まっている状況です。

これから年末年始及び中国等における旧正月である春節（1月29日）を迎え、これらの前後の期間で人や物の動きが一層活発になることが予想されることから、植物防疫所及び動物検疫所では入国者に対する植物・畜産物の持込み禁止に関する広報、靴底消毒、携帯品及び国際郵便物の検査等を強化するとともに、各地でキャンペーン等の啓発活動を行うこととしています。

貴省におかれましては、今後も円滑に動植物検疫措置を実施するため、下記について御協力いただきますようお願い申し上げます。

### 記

引き続き、植物の病害虫及び家畜の伝染病の侵入防止に係る取組に御協力いただくとともに、以下ウェブサイトの動画・情報及び別添リーフレットを参照いただき、長期休暇に入る外国人留学生を含む学生に対する周知及び注意喚起を実施いただくこと。

(参考)

○植物防疫所ウェブサイト

「植物や土が同封されている外国製品の購入に関する注意点」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/information/210301.html>

「よくあるご質問（海外からの持ち込み編）」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/oversea/faq/index.html>

「植物にも検疫が必要です（旅行者（携行品））」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/keikouhin.html>

「海外から野菜や果物を持ち込む際の規制」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/search/ikuni/index.html>

○動物検疫に係るウェブサイト

動画「海外からの家畜伝染病を防げ！」

（15 秒版）<https://youtu.be/o5NWjzQpFpA>

（30 秒版）[https://www.maff.go.jp/j/syouan/yobou\\_movie.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/yobou_movie.html) ※各言語字幕版

「輸入動物検疫等に係るよくあるお問い合わせ」

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/FAQ.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/FAQ.html)

「家畜の伝染性疾病の侵入を防止するために～海外へ旅行される方へのお願い～」

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html>

「肉製品などのおみやげについて（持ち込み）」

<https://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

以上



[https://twitter.com/MAFF\\_JAPAN/status/1775454618757345465](https://twitter.com/MAFF_JAPAN/status/1775454618757345465)



○ 手荷物検査への協力ポスター

(日本語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/attach/pdf/pamphlet-35.pdf>



(英語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/attach/pdf/pamphlet-33.pdf>



○ 「来日するあなたへのお願い」のリーフレット (畜産物及び植物輸入関係)

(日本語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-JP.pdf>



※やさしい日本語版

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-ezJP.pdf>



(英語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-EN.pdf>



(中国、簡体語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-CN-S.pdf>



(中国、繁体語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-CN-T.pdf>



(韓国語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-KR.pdf>



(ベトナム語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-VN.pdf>



(タガログ語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-PH.pdf>



(タイ語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-TH.pdf>



(モンゴル語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-MN.pdf>



(インドネシア語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-IN.pdf>



(クメール語 (カンボジア語) )

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-CB.pdf>



(ビルマ語 (ミャンマー語) )

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-MM.pdf>



(ロシア語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-RU.pdf>



同内容の HTML 版ページ (植物防疫所ウェブサイト)

<https://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/pqaqinfo/index.html>



# あなたのおみやげを 「感染源」にしないために。

植物の  
検査…？

病気や害虫が  
ひそんでいる  
可能性が  
あるんだ!!



イラスト作成

漫画『植物病理学は  
明日の君を願う』

竹良 実

試し読みは  
コチラ!



小学館

海外からの植物の持ち込みは、植物防疫法により禁止または制限されています。  
ご相談はお近くの植物防疫所・植物検疫カウンターまで。

## 農林水産省

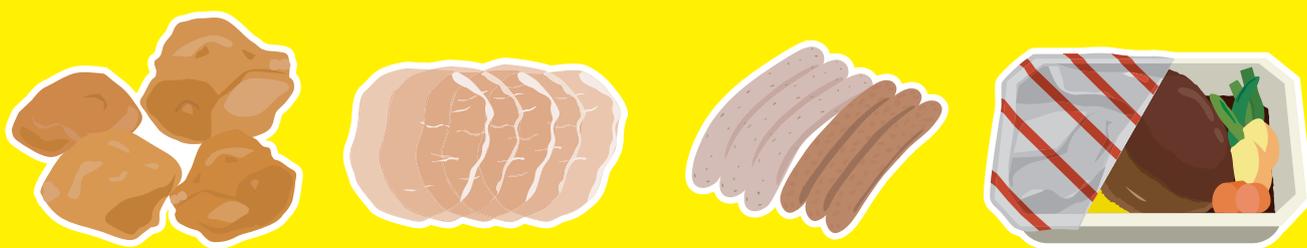
植物防疫所

植物防疫所Webサイト

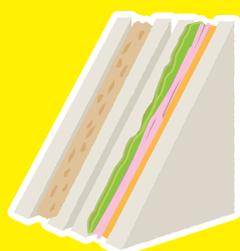
植物防疫 検索



5月12日は国際植物防疫デーです



# STOP!



## 肉製品は持ち込めません。

加熱調理品、真空パック、機肉食、免税店で購入したものも禁止です。

# 海外からの 肉製品は持込禁止

違法に持ち込むと3年以下の懲役又は最高300万円  
の罰金の対象になります。



農林水産省



動物検疫所

肉製品持ち込み



動物検疫所WEBサイト「肉製品などのおみやげについて」  
<https://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

